

後期高齢者医療葬祭費を申請されるかたへ

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられたとき、葬儀を行ったかたに葬祭費として7万円（東京都後期高齢者医療広域連合から5万円、目黒区から2万円）が支給されます。申請できる期間は、葬祭日の翌日から2年以内です。

申請後、おおむね20日から1か月半後にご指定の銀行口座へ振込いたします。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者となって3か月以内に亡くなられたかたで、以前の健康保険から葬祭費（埋葬料）の給付を受ける場合は支給されません。.....

【 申請に必要なもの 】

① 葬祭費及び葬祭給付金支給申請書

・記入方法は、裏面の記入例をご参照ください。

② 葬儀会社発行の領収書のコピー

- ・領収書の宛名のかたが申請者となります。
- ・但し書きに「〇〇 〇〇様ご葬儀代として」と明記が必要です。
- ・請求書、見積書、死亡届、死亡診断書などの写しでは申請できません。

◆献体をされ「お別れの会」や「偲ぶ会」等を行ったとき

- ①葬祭費及び葬祭給付金支給申請書
- ②「お別れの会」や「偲ぶ会」の会場となった場所の領収書（コピーしたもの）
 - ・但し書きに「〇〇 〇〇様お別れの会（偲ぶ会）として」と明記が必要です。

* 申請者と振込先の口座名義人が異なるとき、申請者が亡くなられたときなど別途、添付書類が必要となりますので下記までお問合せください。

《 申請・お問合せ先 》

目黒区国保年金課後期高齢者医療係
〒153-8573 目黒区上目黒 2-19-15
電話：03-5722-9838